



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社共同紙販ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 郡 司 勝 美
(J A S D A Q ・ コード 9 8 4 9)
問合せ先 取締役管理企画本部長 木 村 純 也
T E L 03-5548-7521

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿について決済合理化法施行日の翌日から 1 年を経過する日までこれを作成して備え置く必要があることから、附則に所要の規定を設けるものであります。

また、株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 6 月 26 日

以 上

別 紙

(下線は変更箇所を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
第 9 条 (条文省略) 2. <u>当社は第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第 8 条 (現行どおり) (削 除)
第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略)	第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)
第11条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. <u>当社の株主名簿(実質株主を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>	第10条 (現行どおり) (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第13条～第43条 (条文省略)	第12条～第42条 (現行どおり)
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>